

第2回福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会

日 時：平成28年11月15日（火）15：30～

会 場：福ビル9F 第2ホール

1 開会

2 教育支援部長挨拶

3 議題

(1) 福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）の素案について

4 閉会

配布資料：

＜資料1＞福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）素案の概要

＜資料2＞福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）素案

＜資料3＞福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）の策定について

福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）の概要【総論】

計画策定の意義

子どもの読書活動は、子どもにとって、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方や施策の方向性について明らかにする。

■計画の位置づけ：「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項に定める「市町村子ども読書活動推進計画」として策定

■計画の対象：概ね18才以下のすべての子ども

■計画期間：平成29年度から平成34年度の6年間



計画の基本的な考え方

1. 計画の目指す姿

基本的生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と志を持ち、心豊かにたくましく生きる子ども
《新しいふくおかの教育計画》

子どもたちが「ことばの力」を身に付けている

第3次計画では、第2次計画の5つの基本目標を引き継ぎながら、その成果を活かすとともに、課題解決に向け、4つの分野で取り組みの行政セクション等を明確にし、子ども読書活動の次へのステージとして、読書（本）の世界の魅力と子どもたちをつなぐ取り組みを推進する。

反映

第2次計画における成果と課題

【成果】

身近な場所に読みたい本がある環境を整備し、幅広い年齢層に向けたイベント等を実施したことにより、子どもが身近なところで（どこでも）本を読みたいと思う時（いつでも）、読書ができる環境が整った。

【課題】

○学年が上がるにつれ、子どもたちの読書離れの傾向が見られ、その要因を捉えた取り組みの検討。
○メディアを適切に使いこなすメディアリテラシー教育と並行した読書活動の推進。

2. 基本目標と数値目標

つくろうことば輝くまち
つなげよう 子どもと本の世界

心豊かに生きていくために人と人をつなぐ「ことば」を大切に、子どもたちがみんな、いつも輝いている福岡市を目指して、子どもが楽しい本の世界に触れることができるように子どもの読書活動を推進する。

(1) いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境づくり

(2) 大人も子どもも読書に親しめる機会づくり

(3) 子どもの読書活動を支える人材づくり

(4) 発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり

(5) 市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり

【数値目標】

- 読書が好きな子どもの割合…90%以上
→達成状況：86.2%
- 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合…5%増
※前計画「1か月に本を1冊も読まない子どもの割合5%減」→達成状況：4.9%減

3. 重点的に取り組む施策

地域における読書活動の支援

学校図書館の環境整備の充実及び活用

障がい等のある子どもの読書活動の支援

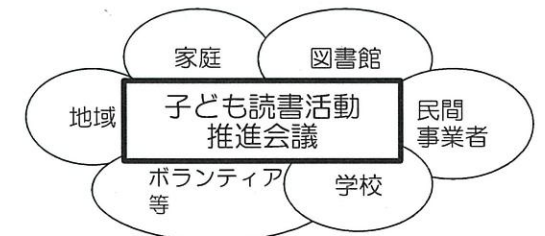
学校図書館の支援

読書（本）の魅力の発信

発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり

4. 推進体制

「子ども読書活動推進会議」を設置し計画の進捗状況を把握するとともに、課題解決を目指した協議を行う。



パブリックコメントの実施：平成28年12月下旬～平成29年1月下旬

福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）の概要【各論】

取組分野 1

家庭・地域を中心とした読書活動の推進

地域における読書活動の支援【重点】

- ・地域における読書ボランティアの活動支援 《新規》
- ・公民館における子どもの読書活動の推進
- ・子ども読書の情報発信《新規》

乳幼児期から大人と一緒に本と
触れ合う機会づくりの推進

あらゆる場と機会をとらえた
子ども読書活動の推進



取組分野 3

図書館を中心とした読書活動の推進

子どもの発達段階に応じた読書に
親しむ機会の提供

ヤングアダルト世代に対する
読書活動支援

学校図書館の支援【重点】

- ・学校教育における読書活動の推進支援
- ・学校図書館との連携強化

地域の読書活動の支援



取組分野 2

学校における読書活動の推進

学校図書館の環境整備の充実及び活用の促進【重点】

- ・学校図書館の活性化（小中高）《新規》
- ・図書の適正な整備

子どもの読書活動の実態を踏まえた読書活動の推進

子ども読書活動に関わる人材の活用と連携

障がい等のある子どもの読書活動の支援【重点】

- ・特別支援学校など多様な学びの場における読書活動及び環境の充実

取組分野 4

家庭・地域・学校等の連携の推進

読書（本）の魅力の発信【重点】

- ・福岡市子ども読書フォーラムの充実
- ・読書（本）の魅力に触れ合うきっかけづくり《新規》

発達段階に応じた子どもと本とメディアの よい関係づくり【重点】

- ・メディアリテラシー教育の推進
- ・読書活動とメディアの関係づくり《新規》
- ・「福岡市子どもと本の日」と「共読」の推進

家庭・地域・学校・図書館等が連携し
課題解決を図るための体制の強化



福岡市子ども読書活動 推進計画

(第3次)

素案

平成29年3月

福岡市教育委員会

目 次

第1章 計 画 総 論

1	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	国及び本市の動向など・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	第2次計画における取組みの成果と課題・・・・・・・・	5
4	数値目標達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1	計画の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・	12
2	計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3	計画の位置づけと性格・・・・・・・・・・・・・・・・	14
4	計画の4つの取り組み分野・・・・・・・・・・・・・・・・	14
5	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	17
6	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	17
7	福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）体系図・・・・・・・・	18
8	重点的に取り組む施策・・・・・・・・・・・・・・・・	20
9	数値目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・	22
10	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	① 子ども読書活動を推進するための体制の強化	
	② 関係機関との連携	
	③ 地域との共働	

第2章 計 画 各 論

1	子ども読書活動推進の取り組み・・・・・・・・	24
(1)	家庭・地域を中心とした読書活動の推進・・・・・・・・	24
	施策一覧	
(2)	学校における読書活動の推進・・・・・・・・	28
	施策一覧	
(3)	図書館を拠点とした読書活動の推進・・・・・・・・	32
	施策一覧	
(4)	家庭・地域・学校等の連携の推進・・・・・・・・	36
	施策一覧	

【用語解説】	40
--------	----

【資料編】

- 福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱
- 福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）策定の経過
- 国民読書年に関する決議（平成20年6月6日）
- 子どもの読書活動の推進に関する法律

第 1 章

計 画 総 論

1 計画の策定にあたって

1 計画策定の意義

読書活動は、子どもにとって、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにし、コミュニケーション能力を高めるなど、社会の中で適切に生活していく「生きる力」を身につけるために欠くことのできないものであり、時代の変化に関わらず、不変の価値を持つものです。

SNSに代表されるインターネット社会の中で生活する現代の子どもたちにとって、パソコンやスマートフォンの利用は今や日常的なことであり、情報通信機器（以下「メディア」）への過剰依存は、大人のみならず、子どもたちにまで心配されるに至っています。さらに、過剰依存の問題は、コミュニケーションの取り方にも影響を及ぼし、人間関係面で様々な問題を生じさせる要因の一つになっています。

一方、読書に関しては、学年があがるにつれ1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合が増えるなど、読書離れの傾向が伺え、読解力の形成に対する影響も懸念されています。

このような状況の中で、子どもの読書活動を推進していくためには、乳幼児期から児童・生徒期まで、年齢や発達段階に応じて、子どもの琴線に触れる書籍と出会える環境を、保護者や周りの大人たちが積極的に構築するとともに、メディアの利用の在り方に関する啓発を含め、社会全体で子どもの自主的な読書活動を支援する取組みを行うことが必要です。

福岡市においては、平成17年に「福岡市子ども読書活動推進計画」を、さらに平成23年に「福岡市子ども読書活動推進計画（第2次）」（以下「第2次計画」という。）を策定し、様々な事業に取り組んできました。第2次計画の策定から5年が経過した今、上記のような子どもを取り巻く状況の変化を考慮しつつ、これまでの取組みの成果と課題を踏まえ、家庭、地域、学校、図書館等が連携しながら、子どもの読書活動のさらなる推進を目指して、「福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）」（以下「計画」という。）を策定します。

2 国及び本市の動向など

<国の動向>

(1) 「子ども読書活動の推進に関する施策についての計画」の制定

国は子どもの読書活動を支援するために平成 11 年 8 月に、平成 12 年を「子ども読書年」とする決議を行い、取組みをさらに進めていくために平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、4 月 23 日を「子ども読書の日」と決めました。

この法律に基づき、平成 14 年 8 月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されたことを受け、各地方自治体でも「子ども読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定し、子どもの読書活動を社会全体で支える環境整備に取り組みました。

平成 14 年に策定された国の基本的な計画は、平成 20 年 3 月に第 2 次計画が、さらに平成 25 年 5 月には第 3 次計画が策定され現在に至っています。

第 3 次計画では、「1. 家庭, 地域, 学校を通じた社会全体における取組」「2. 子どもの読書活動を支える環境の整備」「3. 子どもの読書活動に関する意義の普及」の 3 つの基本的方針に基づく取組みを通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図ることとしています。

(2) 言語力の重視

平成 17 年 7 月に「文字・活字文化振興法」が制定されました。同法には、学校教育における言語力の涵養について明記されています。

平成 18 年 12 月、学校教育の基盤となる「教育基本法」が、さらに、翌 19 年 6 月には「学校教育法」が改正されました。学校教育法では、新たに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基本的な能力を養うこと」等が盛り込まれています。また、同法の改正を踏まえ平成 20 年 3 月に改訂された現行の学習指導要領では、「児童（生徒）の言語活動を充実すること」が規定され、言語活動を通じた言語力育成の重視が鮮明に打ち出されています。

(3)「国民読書年」の制定

平成 20 年 6 月の国会において「国民読書年に関する決議」が採択され、平成 22 年を「国民読書年」とすることが制定されました。国民読書年には、読書のまちづくりの広がりや様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識を高めるため政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されました。

(4)「学校図書館法」の一部改正

平成 26 年 6 月に、「学校図書館法」の一部が改正されました。学校教育において、児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要であると同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められており、これらの活動を充実するために、学校図書館が利活用できる整備の重要性が明記されました。

具体的には、学校に司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の一層の利用を促すため、学校司書の配置や研修について努めることが盛り込まれました。

<本市の動向>

(1)「福岡市新・基本計画」の策定

平成 15 年 3 月、福岡市では「福岡市新・基本計画」を策定し、主要施策「豊かな心を育む教育の推進」の中に「読書活動の推進」を掲げるとともに、平成 20 年 6 月に策定した「政策推進プラン（新・基本計画第 2 次）」においても、「子ども読書活動の推進」を重要施策として位置づけました。

(2)「福岡市子ども総合計画」「新・福岡市子ども総合計画」の策定

平成 12 年に策定した「福岡市子ども総合計画」は、平成 17 年に「次世代育成支援福岡市行動計画」として見直し、その中に「子どもの読書活動の推進」を掲げました。その後、平成 22 年 3 月に策定した「新・福岡市子ども総合計画」には、「ことばの教育による豊かな心の育成等を推進すること」を明記しています。平成 27 年 3 月に同計画を再度改訂しましたが、「読書活動の推進」を「さまざまな体験活動の充実」の施策の一つとして、引き続き位置づけ、子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、図書館が連携し読書活動への理解と関心を高める取組みを進めることとしています。

(3) 「新しいふくおか教育計画」の策定

平成12年7月に「教育改革プログラム」を策定し、学校を中心に、家庭・地域と連携した教育環境構築の実現に向けた教育改革を進めてきました。その「教育改革プログラム」の成果と課題を踏まえ、平成21年6月本市教育委員会では学校・家庭・地域が一体となって子どもを共に育むために「新しいふくおか教育計画」を策定しました。

この計画では、目指す子どもの姿を「基本的生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と志を持ち、心豊かにたくましく生きる子ども」とし、これを実現するための具体的な教育内容として「公教育の福岡モデル」を示していますが、重視する教育の内容の一つに、「ことばを大切にすること」を掲げています。

さらに、平成26年には後期実施計画を策定し、読書に関する施策を引き続き「豊かな心の育成」の中に重点施策として位置づけ、子どもの読書活動のさらなる充実に向けて取り組んでいます。

3 第2次計画における取組みの成果と課題

平成23年度から第2次計画に基づき、様々な事業に取り組んできたところですが、平成28年3月までの5年間を振り返り、その成果と課題を第2次計画が掲げる5つの基本目標ごとにまとめました。

① いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境の整備

<成果>

4か月児健診時に絵本を配布し、ボランティアによる読み聞かせを実施するブックスタート事業に続く取組みとして「スタンダード文庫事業」を創設しました。平成24年度から平成27年度に福岡市内の全公民館に、就学前児童を対象にした絵本を毎年25冊ずつ配布し、計100冊の絵本を整備しました。

地域では、公民館を中心に多くの読書ボランティアが活動し、地域文庫や公民館の読書活動を支えています。

また、学校図書館の図書冊数が小中学校ともに増加しており、すべての学校図書館で図書のバーコードによるデータベース化が完了しました。図書の管理をはじめ、貸出記録を児童生徒の読書活動に生かされています。

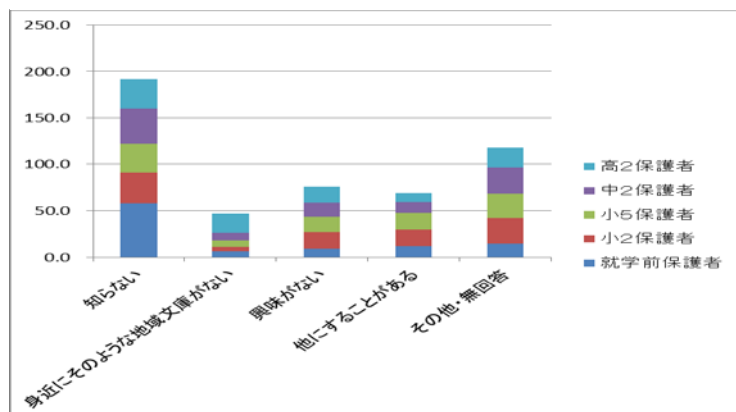
総合図書館においても児童図書蔵書数が増加し、また市の施設（美術館、アジア美術館、博物館、子どもプラザ、中央児童会館、背振少年自然の家、海の中道青少年海の家、市民福祉プラザ、人権のまちづくり館）においても図書コーナー

を設け、その施設の特徴にあった児童向けの本を配置するなど、子どもたちの身近に読みたい本がある環境を整えました。

<課題>

地域における読書活動は、公民館や地域文庫を拠点に行われていますが、身近なところに本があることの周知については、まだまだ浸透しているとは言えない

○地域文庫に来所しない理由



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

状況にあります。平成 27 年度に実施した「子どもの読書活動に関する意識調査（以下「意識調査」という。）」では、「地域文庫を知らない」との回答が 58.2%と多く、公民館の文庫等を含め、地域の図書情報を広く周知していく必要があります。

また、総合図書館で行っている障がい等のある子どもへ

の図書の郵送サービスについても、利用の促進を図るため効果的な周知を行う必要があります。

② 大人も子どもも読書に親しめる機会の提供

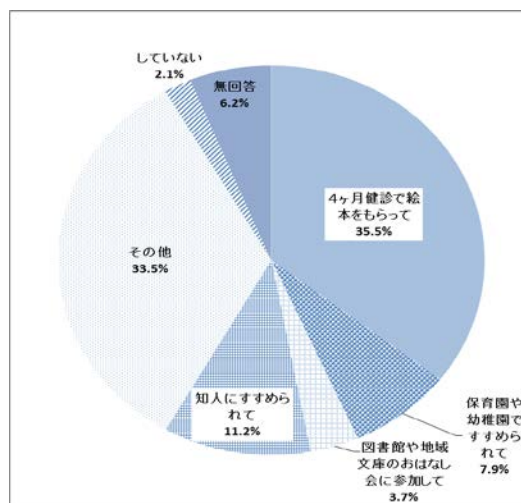
<成果>

意識調査において、就学前保護者に関して、「読み聞かせを始めたきっかけ」は「4 か月児健診で絵本をもらって」が 35.5%と最も多く、4 か月健診時に絵本の配布や読み聞かせの実演を行うブックスタート事業の効果が表れています。

また、保育園や幼稚園での読み聞かせが家庭（56.2%）に続いて 29.8%に上り、読み聞かせの重要な場となっています。

総合図書館や市内の 10 の分館で

○読み聞かせを始めたきっかけ（未就学児を持つ保護者）



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

は、ヤングアダルト（12歳から18歳）向けのコーナーを設置し、おすすめ本を紹介するとともに、「ヤングアダルトブックリスト」を作成し、市内の中学校や高校の図書館で配布しました。

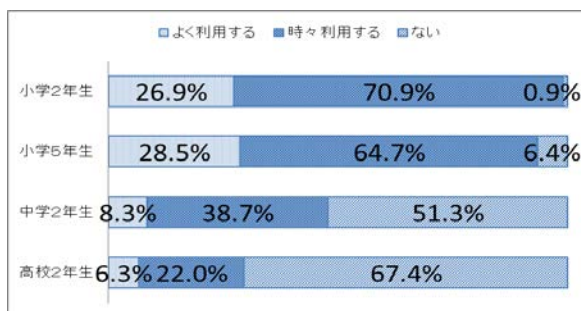
「福岡市子ども読書フォーラム」は、子どもから大人まで市内全域から幅広い年齢層の市民が参加しており、さまざまな絵本の紹介、読み聞かせやおはなし会の実演、中学生・高校生によるイベントを通して、読書の楽しさを伝える場として大きな役割を果たしています。

＜課題＞

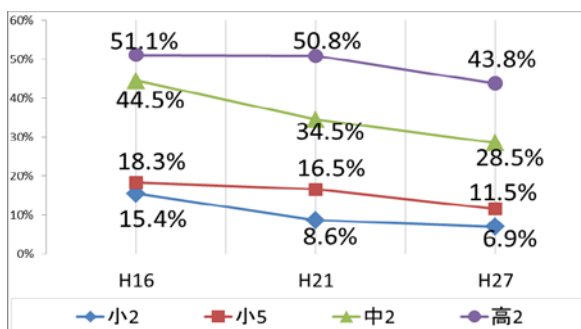
学校図書館の利用に関して、意識調査では学年が上がるにつれ利用率が低下しています。また、「1か月に本を1冊も読まない」子どもの割合も、学年が上がるにつれ、増加する傾向にあります。子どもが本を読まなくなる要因を明らかにするため、子どもの読書活動の実態を把握する必要があります。

また、乳幼児期、児童期、生徒期など年齢や発達段階に応じた読書機会を継続して提供していく必要があります。

○学校図書館の利用状況



○1か月に1冊も本を読まない割合の推移



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

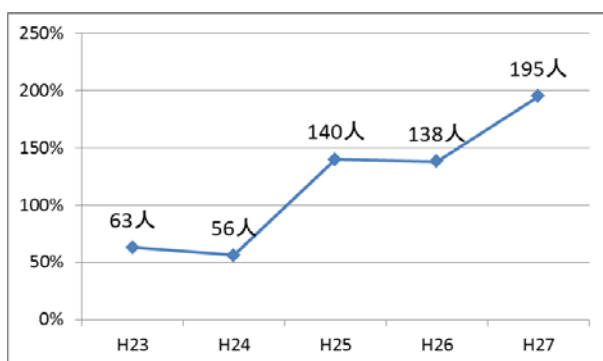
③ 子どもの読書活動を支える人材の育成

＜成果＞

公民館を中心に地域で活動する読書ボランティアや公民館職員を対象にした交流会を開催し、地域の読書活動などについて情報交換を行い、読書ボランティアと公民館が連携する機会を提供しました。

また、総合図書館では「読書活動

○小学生読書リーダー養成講座受講生の推移



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

ボランティア講座」を実施し、平成 23 年度から 27 年度までに約 2,500 名が受講しました。初心者コースは絵本の読み聞かせ、経験者コースはストーリーテリングを中心に、ボランティア活動を始めのきっかけづくりや、地域文庫活動の一助になるよう実施しました。

また、小学生を対象に毎年「小学生読書リーダー養成講座」を実施しました。年々認定数は増加しており、平成 27 年度には 51 校 195 人が受講し、本を紹介するポップの作り方や、絵本の読み聞かせ等を学び、学習した内容を生かして、それぞれの学校図書館で活動しています。

学校図書館の運営には司書教諭の配置が重要であることから、資格取得を励行し、有資格者が増加しました。また、離島校など一部の小規模校を除く市立学校に司書教諭を配置しています。

学校で行っている朝の読書活動などで活動する読書ボランティアを対象にした研修の実施や、「学校図書館教育担当者連絡会」を定期的に開催し、学校図書館での実践発表や学校司書と学校図書館担当者との情報交換を実施しています。このことにより、司書教諭や学校司書をはじめとする、読書活動を支援する人材の育成につながり、学校の教育課程での読書活動と並行して行う学校図書館の展示や本の紹介、図書館の本を利用した朝の読み聞かせの実施など、学校図書館の活性化に結びつきました。

<課題>

学校における読書活動を推進するため、児童生徒に接する教員が自ら、読書活動の重要性を学習し、子どもたちに読書の重要性・楽しさを伝えていく必要があります。

総合図書館の「読書活動ボランティア講座」を継続して実施し、ボランティア人材を育成するとともに、ボランティア活動が学校や公民館を中心とした地域などのニーズと繋がるしくみづくりが必要です。

④ メディアとのよい関係づくりと「福岡市子どもと本の日」、「共読（ともどく）」等の推進

<成果>

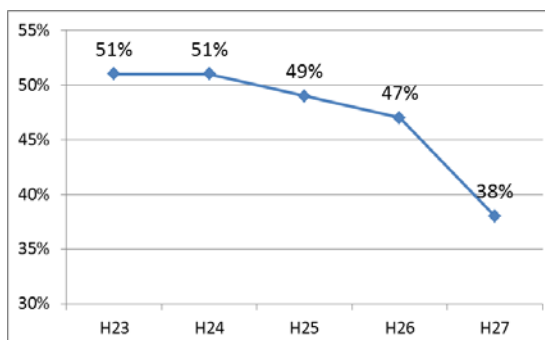
平成 25 年度に小中学生、平成 27 年度には高校生を対象に、メディアへの意識と生活の実態を調査し、スマートフォンの所持率が高校生では約 9 割にのぼっていることがわかりました。子どものメディアに関する実態を踏まえ、メディア使

用のルールづくりの重要性について、保護者等への啓発を推進しました。

また、福岡市独自に制定している「福岡市子どもと本の日」（毎月 23 日）の周知に努め、「本の日通信」のホームページでの配信や、学校への配布等により、市民の「福岡市子どもと本の日」の認知度は上昇しました。

映画配給会社と共働して「共読」ポスターを作成し、学校や図書館等に配布し、人目に付きやすい映画等の情報の活用による「共読」の推進に努めました。

○「福岡市子どもと本の日」を知らないと答えた割合



資料：子ども読書フォーラムアンケート

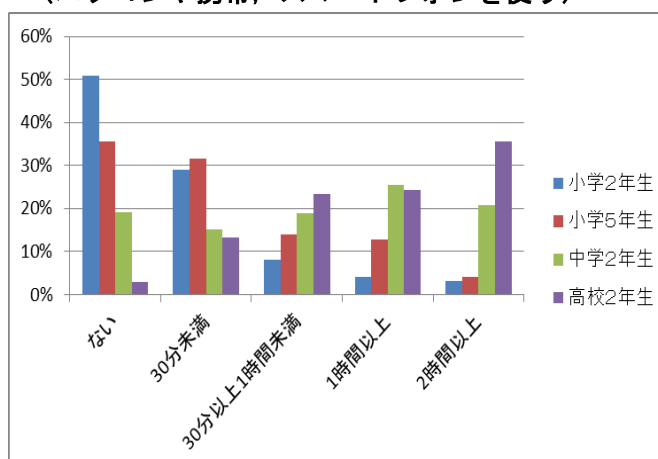
<課題>

読み聞かせをはじめとするあらゆる機会を活用し、大人と子どもと一緒に読書を楽しむ「共読」を継続して啓発していくとともに、本や読書の楽しさ・魅力を積極的に発信するなど、子どもと本がつながる取り組みを継続して実施していく必要があります。

また、子どもたちにメディアが急激に普及していることを踏まえ、メディアを適切に使い

こなすためのメディアリテラシー教育を推進するとともに、並行して、未就学期や低学年においては保護者等との「共読」の推進や、高学年においては電子書籍も視野にいた読書活動の推進など、年齢や発達段階に応じた子どもとメディアと読書の関係づくりが必要です。

○平日での時間の使い方 (パソコンや携帯, スマートフォンを使う)



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

⑤ 市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり

＜成果＞

平成 17 年度から毎年開催している啓発イベントである「福岡市子ども読書フォーラム」については、企画段階から開催に至るまで学校図書館関係者、読書ボランティア、中学生・高校生、書店組合、総合図書館などと連携し、子どもから大人まで幅広い年齢層の市民が楽しめる内容で実施しており、子ども読書に関係する団体等が官民共働でつくりあげ、実施するしくみができています。

また、参加団体の活動を発表する場ともなっています。

第 2 次計画の進捗を確実にするため、学識経験者や学校図書館関係者、読書活動ボランティアなどの外部委員と、行政組織で構成する「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置し、定期的に計画の進捗状況の把握と検証を行い、課題の解決に努めました。

平成 27 年度には、学校図書館と総合図書館を結ぶ「学校図書館支援センター」が本格稼働しました。学校図書館の運営や環境整備等に関する相談に助言・指導を行うとともに、学校の要請に応じて学習用図書の配送を行うなど、両者の連携体制を整備・強化しました。

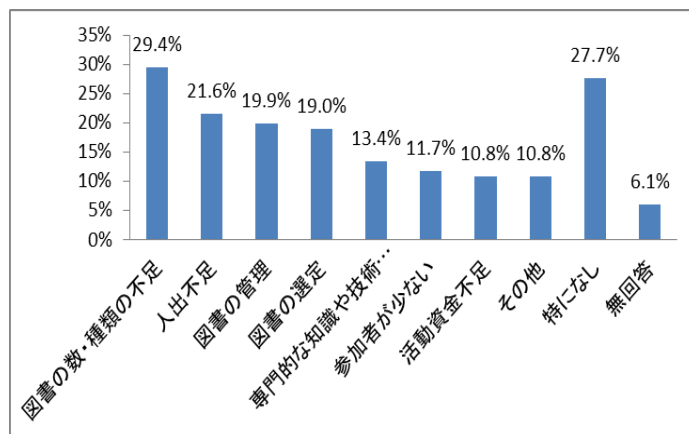
＜課題＞

地域において、公民館等は読書ボランティア等の支援を求めていることが、意識調査やアンケート調査で明らかになっています。

総合図書館で毎年実施している「読書活動ボランティア講座」への応募数は定員を超えるニーズが見られ、読書活動を希望しているボランティアが潜在していると考えられることから、ボランティア活動を希望する人材を地域ニーズに繋げるしくみづくりが急務となっています。

また、「子ども読書活動推進会議」における進捗状況の確認・検証をより具体的なものとするため、課題解決のための協議体制の強化を図る必要があります。

○活動をする上で困っていること
(地域で活動する読書活動団体の回答)

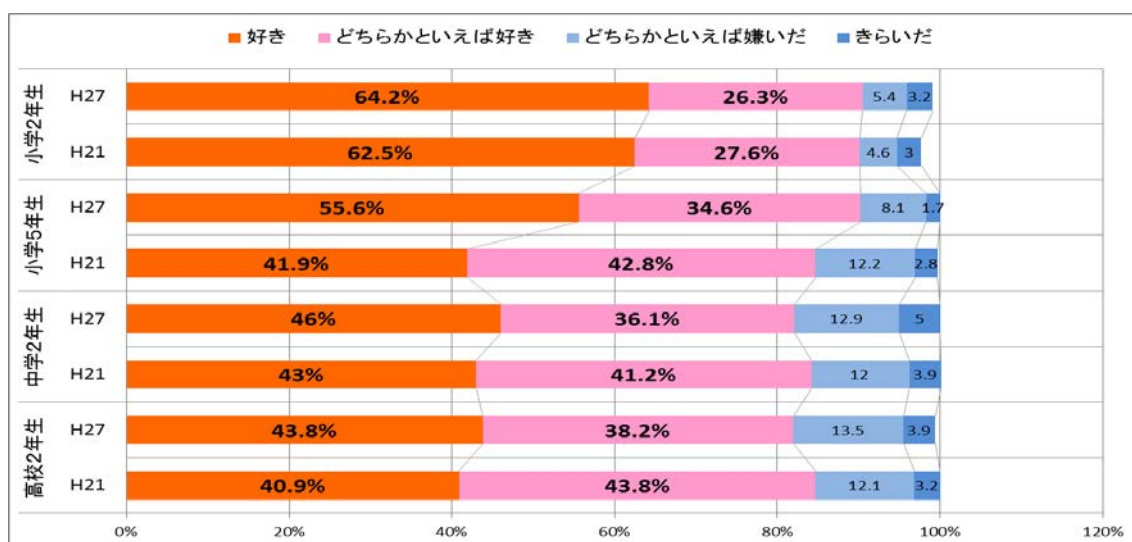


資料：子どもの読書活動に関する意識調査

4 数値目標達成状況

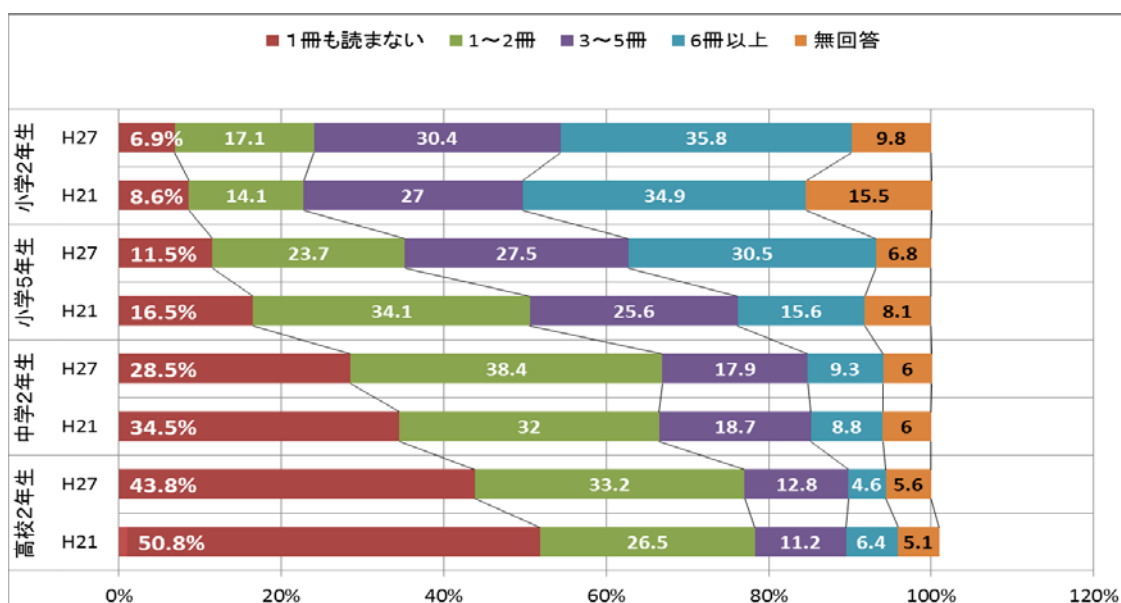
読書が好きな子どもの割合 90%以上 ⇒ **86.2% (前回比 0.3%増)**

平成 27 年度意識調査結果の 86.2%は、各学年の平均値であり、小学 2 年生と小学 5 年生では90%を達成していますが、中学 2 年生が82.1%, 高校 2 年生が82.0%と、目標値を下回っています。中高生に向けた一層の取組みが必要です。



1 か月に本を 1 冊も読まない子どもの割合 5%減 ⇒ **4.9%減 (22.6%)**

各学年の結果は、小学 2 年生は6.9%, 小学 5 年生は11.5%, 中学 2 年生は28.5%, 高校 2 年生は 43.8%となっており、平均すると 4.9%減少しています。目標はほぼ達成しました。



2 計画策定の基本的な考え方

1 計画の目指す姿

新しいふくおかの教育計画では「基本的生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と志を持ち、心豊かにたくましく生きる子ども」の姿を目指しています。

変化の激しいこれからの社会を生きていく子どもたちには、「知」・「徳」・「体」の調和のとれた「生きる力」が必要であり、子どもたちが社会の中でより良い人間関係を築くとともに、自分の能力を発揮していくためには、「ことばの力」を身につけることが必要です。

同計画においては、公教育の福岡モデルを示しており、その中に「ことばを大切にする教育」を重視する教育の内容に位置付けるとともに、重点施策に子どもたちの豊かな心の育成を掲げ、読み聞かせや読書活動の充実を図るなど、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

福岡市子ども読書活動推進計画（第2次）では、子どもたちが心豊かに生きていくために人と人をつなぐ「ことば」を大切にし、みんながいつも輝いている福岡市を目指して、子どもが自ら進んで読書できるような環境づくりを推進しました。

地域、学校、図書館など子どもたちの身近な場所に読みたい本がある環境を整備するとともに、子どもから大人まで幅広い年齢層に向けたイベント等を実施しました。また、総合図書館や学校図書館、公民館など地域と家庭、あらゆる場で活動している読書ボランティア、読書関係の民間事業者など多様な団体それぞれがその役割を認識し、連携した読書活動を推進したことにより、子どもが身近なところで（どこでも）本を読みたいと思う時（いつでも）、読書ができる環境が整いました。

一方、学年が上がるにつれ、子どもたちの読書離れの傾向が見られ、その要因を捉えた取組みの検討が必要であり、近年、子どもたちにスマートフォンをはじめとする電子メディアが急激に普及していることを踏まえ、メディアを適切に使いこなすメディアリテラシー教育と並行した読書活動を推進していく必要があります。

第3次計画では、第2次計画の5つの基本目標を引き継ぎながら、その成果を活かすとともに、課題解決に向け、4つの分野で取組みの行政セクション等を明確にし、子ども読書活動の次へのステージとして、読書（本）の世界の魅力と子どもたちをつなぐ取組みを推進することとしました。

2 計画の基本目標

「～つくろう ことば輝くまち つなげよう 子どもと本の世界～」

心豊かに生きていくために人と人とをつなぐ「ことば」を大切にし、子どもたちがみんな、いつも輝いている福岡市を目指して、子どもが楽しい本の世界に触れることができるように子どもの読書活動を推進していきます。

(1) いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境づくり

子どもが本を読みたいと思う時（いつでも）、身近なところに（どこでも）、読みたい本がある環境づくりを進めていきます。

(2) 大人も子どもも読書に親しめる機会づくり

子どもだけでなく、大人も一緒に読書を楽しめる催し等を開催し、子どもと大人が読書の楽しさを共有できる機会づくりを進めていきます。

(3) 子どもの読書活動を支える人材づくり

学校や図書館などで子どもに読み聞かせをしたり、図書の整備をするボランティア等子ども読書活動を支える人材の育成のための研修を充実させるなど、人材の育成と資質の向上に努めていきます。

(4) 発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり

メディアが子どもたちの生活の中へ急激に普及している現状を踏まえ、メディアリテラシー教育と子どもとメディアとのよい関係づくりを推進するとともに、乳幼児から高校生まで、年齢や発達段階に応じた読書活動を進めていきます。

(5) 市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり

今まで以上に子どもの読書活動を推進していくために、市の関係機関や保護者、子どもに関わる団体などが一体となって取り組む共働のしくみづくりを進めていきます。

3 計画の位置づけと性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項に定める、「市町村子ども読書活動推進計画」として策定するもので、本市における今後6年間の子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方や施策の方向性について明らかにしています。

4 計画の4つの取り組み分野

計画の目標を実現するため、家庭、地域、学校等の生活・活動の場などに応じて、計画に4つの取組分野を設定することで関係する行政セクション等を明確にし、子どもの読書活動を推進するための取組みに努めます。

(1) 家庭・地域を中心とした読書活動の推進

家庭は、常に子どもの心の拠り所となるものであり、乳幼児期から家族との触れ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や人に対する信頼感、豊かな情操などを学んでいく場です。

また、子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するためには、あたたかい家庭や、家族との触れ合いを大切にしながら、多様な遊びや自然体験、社会体験など数多くの体験や機会をつくることが重要です。

しかしながら、近年、スマートフォンをはじめとするメディアの家庭への影響は非常に大きく、子どものメディア使用時間は長くなり、大人自身もメディア中心の生活になっている状況がみられ、親子が触れ合う時間や自然体験、社会体験の減少が危惧されています。また、経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれた子どもの問題が取り上げられるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、環境の変化が子どもの読書活動にも影響を与えていると考えられます。

これまで、家庭における子どもの読書活動を推進するために、ブックスタート事業等、家庭に絵本がある環境づくりを進めるとともに、保育園・幼稚園等で読み聞かせの重要性を保護者に啓発し、本と触れ合う機会を提供するなど、子どもがいつでもどこでも本と触れ合うことができる環境づくりを進めてきました。

また、地域は子どもがさまざまな世代の人と交流し、いろいろな活動や生活体験を通じて成長する場ですが、都市化が進み人間関係が希薄化するにつれ、地域のつながりや交流が減ってきているため、公民館や子どもプラザなどを中心に、子育てサークルや子育てサロンなどを開催する子育て支援の取組が行われてい

ます。その中で、絵本を使った読み聞かせやおはなし会などを実施し、大人と一緒に本を読む楽しさを伝えてきました。また、公民館にはスタンダード文庫をはじめとする絵本等を配置した書架コーナーも設置されており、いつでも読みたい本がある身近な公共施設として活用されています。

この計画では、子ども読書活動の基礎となる家庭・地域役割の重要性を改めて確認し、第2次計画の家庭・地域を中心に進めてきた取組みを継続して実施するとともに、地域のボランティアとの連携を充実し、子どもに本の楽しさや魅力を伝え、大人も子どもと一緒に読書を楽しめる取組みを推進していきます。

(2) 学校における読書活動の推進

本市では、平成21年に「新しいふくおか教育計画」を策定し、その中で「ことばを大切に教育」を重点内容の柱の一つとして掲げています。また、平成26年に「新しいふくおか教育計画」後期実施計画を策定しましたが、その中でも読書に関する施策は引き続き重点施策として「豊かな心の育成」の中に位置づけています。

国においても、平成19年に学校教育法の中で「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基本的な能力を養うこと」が盛り込まれ、平成20年に改訂された学習指導要領では「児童生徒の言語活動を充実すること」と言語力育成の重視が打ち出されています。そのため、本市でも「言語活動指導の手引き」において、読む力を育てるための読書の重要性や、国語科を始めとして各教科等における言語活動の指導の重要等について示し、読む力を育てるための取組みを推進しています。

読書活動については、各学校において、朝読書の推進や各教科における調べ学習の充実等を進め、必要に応じて学校図書館を利用しています。また、読書活動の中心となる学校図書館は、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭を中心に、学校司書、児童生徒、読書ボランティアなど多くの人が関わり運営しています。さらに、平成27年度から学校図書館支援センターが本格稼働し、学校は学校図書館の環境整備や活用等についての助言指導を受けることができおり、学校図書館の活性化が進んでいます。

一方で、意識調査などから、学年が上がるにつれ本を読まない子どもが増加する傾向があること、学校図書館の利用率が下がる傾向にあることから、中高生に向け効果的な読書活動を推進していくことが課題だと考えています。

この計画では、課題解決を目指し、子どもの読書活動の実態を把握し取組みをすすめます。また、学校図書館支援センターを活用するとともに、学校図書館に

関わる人材の育成を図り、「読書センター」「学習・情報センター」の役割を持つ学校図書館の活性化を目指します。

今後も、子どもが主体的・意欲的に読書活動を進め「ことばの力」を伸ばし、豊かな心の育成と学力向上を図っていけるよう、読書活動を一層推進していきます。

(3) 図書館を中心とした読書活動の推進

本市では総合図書館を中心に 10 の分館があります。総合図書館には、こども図書館もあり、各図書館・分館で、大人も子どもも本と出会い、読書を楽しんでいる姿がみられます。特に、子どもに本の楽しさを伝えるため、多くの読書ボランティアと連携して、おはなし会を実施していますが、毎回多くの子どもたちが参加しています。

また、年齢に応じた図書や絵本、紙芝居、文庫用品なども収集し・貸出するだけでなく、読書活動ボランティア講座の開催、ホームページ等でのさまざまな情報提供を行うとともに、点字図書館においては視覚障がいのある子ども向けの点字図書や録音図書などを収集しています。

地域における読書活動を支援するための団体貸出や、学校図書館を支援するための学校図書館支援センターの運営など、図書館は家庭、地域、学校等すべての読書活動の拠点として重要な役割を担っています。

この計画では、子どもたちの読書の現状を踏まえ、子どもたちに読書の楽しさを広く伝えていく活動や、誰もが利用しやすい図書館として図書・資料の整備やサービスの充実を継続していきます。

(4) 家庭・地域・学校等の連携の推進

子どもは、家庭、地域、学校等で、遊び、学びながら成長していきます。そこには多くの大人がいて、子どもの成長を支えるとともに、その成長に大きな影響を与えています。子どもがいろいろな人と触れ合い、健全に成長していくためには、私たち大人が、子どもの手本となるよう行動するとともに、自ら読書の重要性を認識し、それぞれが連携・協力しながら共に子どもを育てていくことを意識することが大切です。

この計画では、家庭、地域、学校、図書館等が連携し、市民全体として子どもの読書活動を推進していくしくみの構築や体制を強化するとともに、子どものメディア使用の現状を踏まえ、子どもの年齢や発達段階に応じた、子どもと本とメ

ディアのよい関係づくりに取り組みます。

子どもたちが本の世界とつながり，読書を楽しんでいる，そのような「ことば輝く福岡市」になるよう，あらゆる機会を生かして読書（本）の魅力を発信しながら，この計画を効果的に推進していきます。

5 計画の対象

この計画の対象は「概ね 18 才以下のすべての子ども」とします。

6 計画の期間

この計画の期間は，平成 29 年度から平成 34 年度の 6 年間とします。



7 福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）体系図

基 本 目 標

つくろう
ことば輝くまち
つなげよう
子どもと本の世界

(1)いつでもどこでも
自分から読書に
親しめる環境
づくり

(2)大人も子どもも
読書に親しめる
機会づくり

※【重点】…重点的に取り組む施策

取組分野 1 家庭・地域を中心とした読書活動の推進

《施策の方向》

《具体的施策》

地域における読書活動の支援【重点】

- ・地域における読書ボランティアの活動支援《新規》
- ・公民館における子どもの読書活動の推進
- ・子ども読書の情報発信《新規》

乳幼児期から大人と一緒に本と触れ合う機会づくりの推進

- ・ブックスタート事業の推進
- ・保護者への読み聞かせの重要性についての啓発
- ・保育所・障がい児通所支援施設等の日常保育の中での読み聞かせの充実
- ・家庭における読み聞かせの推進

あらゆる場と機会をとらえた子ども読書活動の推進

- ・子どもプラザ，中央児童会館，背振少年自然の家，海の中道青少年海の家における子どもの読書活動の推進
- ・障がい児通所支援施設等での読書活動の推進
- ・その他の施設における子どもの読書活動の推進

取組分野 2 学校における読書活動の推進

《施策の方向》

《具体的施策》

学校図書館の環境整備の充実及び活用の促進【重点】

- ・学校図書館の活性化（小中高）《新規》
- ・図書の適正な整備

子どもの読書活動の実態を踏まえた読書活動の推進

- ・学校教育における読書活動の実態把握と効率的な学校図書館活用の推進（小中高）《新規》

子ども読書活動に関わる人材の活用と連携

- ・学校司書の効果検証
- ・総合図書館との連携による人材育成
- ・読書活動推進を図る研修の充実
- ・子どもの読書活動推進に関する情報提供

障がい等のある子どもの読書活動の支援【重点】

- ・特別支援学校など多様な学びの場における読書活動及び環境の充実

■数値目標■

*読書が好きな子どもの割合・・・・・・・・・・90%以上

*1か月に本を1冊以上読む子どもの割合・・5%増

(3) 子どもの読書活動
を支える人材づ
くり

(4) 発達段階に応じた
子どもと本と
メディアのよい
関係づくり

(5) 市民全体として
子どもの読書活動
を支えるしくみ
づくり

取組分野 3 図書館を中心とした読書活動の推進

《施策の方向》

子どもの発達段階に応じた読書に親
しむ機会の提供

《具体的施策》

- ・ 児童図書、児童研究資料等の収集、提供
- ・ 子どもと本をつなぐ機会の充実
- ・ 図書館からの情報提供等の充実
- ・ 障がい等のある子どもの支援の推進

ヤングアダルト世代に対する読書活
動支援

- ・ ヤングアダルト等への読書サービスの充実

学校図書館の支援【重点】

- ・ 学校教育における読書活動の推進支援
- ・ 学校図書館との連携強化

地域の読書活動の支援

- ・ 公民館や地域文庫活動への支援

取組分野 4 家庭・地域・学校等の連携の推進

《施策の方向》

読書（本）の魅力の発信【重点】

《具体的施策》

- ・ 福岡市子ども読書フォーラムの充実
- ・ 読書（本）の魅力に触れ合うきっかけづくり
《新規》

発達段階に応じた子どもと本とメデ
ィアのよい関係づくり【重点】

- ・ メディアリテラシー教育の推進
- ・ 読書活動とメディアの関係づくり《新規》
- ・ 「福岡市子どもと本の日」と「共読」の推進

家庭・地域・学校・図書館等が連携
し課題解決を図るための体制の強化

- ・ 子ども読書関係団体との連携による子ども
読書の推進
- ・ PTA との連携による家庭での読書活動の推進
- ・ 保育所における関係機関・地域ボランティア
との連携の推進
- ・ 障がい児通所支援施設等における関係機関・
地域ボランティアとの連携による取組みの
充実

8 重点的に取り組む施策

第2次計画までの成果と課題を踏まえ、次の6項目について重点的に取り組んでいきます。

●地域における読書活動の支援

公民館や市のあらゆる施設に本を配置するなど、地域における読書環境の整備は進んだと言えます。しかしながら、都市化が進み人間関係が希薄化するなど地域のつながりや交流が減ってきています。公民館をはじめとする地域文庫等ではボランティアが不足しているとの声もあります。一方で、地域活動に対する関心の高まりから、地域でのボランティア活動に興味を持つ人も少なくありません。そのため、ボランティアと地域との連携を支援し、地域を拠点とする読書活動を推進していきます。

●学校図書館の環境整備の充実及び活用の促進

学校における読書活動は、「読書センター」「学習・情報センター」である学校図書館を中心として行われています。組織的に学校図書館の運営を図るために、学校教育における図書館の活用を系統化した「学校図書館全体計画」をモデルとして提示し、推進していきます。

また、図書分類の適正配分比率等を利用し、総合図書館の団体貸出制度も活用するなど、図書の適正な整備を行います。

●障がい等のある子どもの読書活動の支援

障がい等のある子どもたちに、読書の楽しさを身近に感じてもらえるよう、障がいに応じた図書の選定や視聴覚機器の活用などの環境の整備を充実させるとともに、総合図書館の郵送貸出（無料）の周知に努めるなど、学校と総合図書館が連携・協力した支援を推進していきます。

●学校図書館の支援

子どもたちが本に触れ、本に親しむことができるよう、学校図書館支援センターを中心に、学校における読書活動や学習活動への支援を推進していきます。

授業で活用する学習支援用図書（小学校用・中学校用）については、児童、生徒、教諭の要望に応えられるよう蔵書構成の充実に継続的に取り組み、情報提供を積極的に行うことで利用の拡大を図ります。

また、学校図書館を効果的に運営できるよう、学校図書館支援センターの学校

訪問や運営相談を通じ、図書の選定やレイアウト等の環境整備、学校図書館の活用や利用促進に関する助言を行い、継続的な支援に努めていきます。

更に、団体貸出にて提供する読書活動用図書の貸出においては、利用しやすい方法を検討し、広報に努めることで利用促進を図ります。

●読書（本）の魅力の発信

読書とは本来楽しいものであり、未知の世界とのわくわくするような出会いやドキドキするような冒険との出会いがあります。その楽しさや魅力を知らないまま成長し、大人になってしまうのはとても残念なことです。子どもたちに読書の楽しさを実感してもらうよう、読書（本）の魅力を乳幼児から高校生まで子どもたちの年齢や発達段階に応じて、家庭、地域、学校、図書館等が連携しながら発信していきます。

●発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり

近年メディアの発展には目覚ましいものがあります。大人のみならず、子どももスマートフォンをはじめとしたメディアを長時間使用する現状を踏まえ、メディアを適切に使いこなすためのメディアリテラシー教育を推進していきます。

また、子どもの発達にとって読書がどのような意味をもつのか、書籍だけではなく電子書籍も含め、子どもの年齢や発達段階に応じた望ましい読書の在り方を検討し、子どもとメディアと本とのよい関係づくりを推進していきます。



9 数値目標の設定

- 読書が好きな子どもの割合…90%以上
- 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合…5%増

平成34年度までに、意識調査における「**読書が好きな子どもの割合**」90%以上、及び「**1か月に本を1冊以上読む子どもの割合**」5%増を目指します。

10 計画の推進体制

(1) 子ども読書活動を推進するための体制の強化

計画を円滑に推進していくため、「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置して定期的に会議を開催し、計画の進捗状況の把握と検証をしていきます。

同会議は、学校図書館関係者やボランティア活動者など子ども読書活動を行っている外部委員が中心となって、家庭、地域、学校、図書館等において、連携を図りながら積極的に課題解決を目指した協議を行います。

(2) 関係機関との連携

関係行政機関との連携に加え、多くの書店や出版社、映画配給会社等の事業者と幅広く連携・協力し合うことで、子どもだけでなく大人の読書活動も含め一体的に推進していきます。

(3) 地域との共働

計画では、行政が中心となって施策を展開していきますが、それだけでは、十分な推進はできません。地域で活動している多くのボランティアと共働することで、行政だけではできない活動を含めて、地域において広く深く継続することができる子どもの読書活動を推進します。

第 2 章

計 画 各 論

1 子ども読書活動推進の取組み

1. 家庭・地域を中心とした読書活動の推進

家庭・地域において、本が子どもたちの身近な場所にある環境を生かして、乳幼児への読書活動の支援を中心に取り組んでいきます。

●地域における読書活動の支援【重点】 (P20 再掲)

公民館や市のあらゆる施設に本を配置するなど、地域における読書環境の整備は進んだと言えます。しかしながら、都市化が進み人間関係が希薄化するなど地域のつながりや交流が減ってきています。公民館をはじめとする地域文庫等ではボランティアが不足しているとの声もあります。一方で、地域活動に対する関心の高まりから、地域でのボランティア活動に興味を持つ人も少なくありません。そのため、ボランティアと地域との連携を支援し、地域を拠点とする読書活動を推進していきます。

○乳幼児期から大人と一緒に本と触れ合う機会づくりの推進

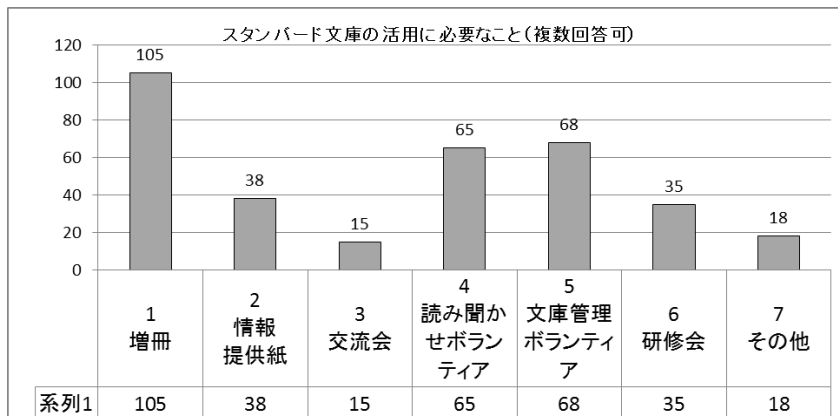
平成16年から開始したブックスタート事業は、意識調査の結果からも、読み聞かせ開始年齢が早まるなど、子ども読書活動の推進に有効であり、引き続き継続して実施します。

また、幼稚園や保育園等において、読み聞かせの楽しさや大切さを伝えるためにおはなし会を実施するなど、子どもが大人と一緒に本に触れ合う機会を継続して提供していきます。

○家庭・地域、市の施設等あらゆる場と機会をとらえた子ども読書活動の推進

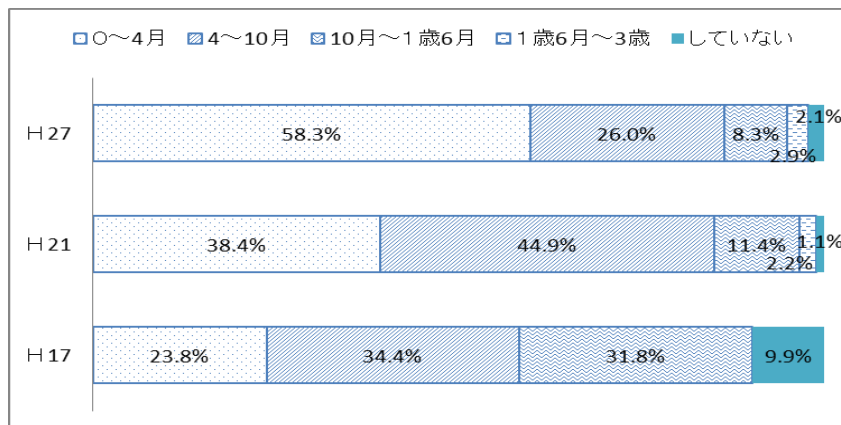
家庭・地域をはじめ、子どもプラザや児童会館等、子どもの市の施設や、美術館、博物館等にも、子ども向け図書を整備し、いつでもどこでも読みたい時に読める環境を整備し、読み聞かせ等を実施するなど、あらゆる場と機会をとらえて、子どもの読書活動の推進に努めていきます。

○ 公民館にある就学前児童を対象にした「スタンバード文庫」がさらに活用されるようになるために必要なこと



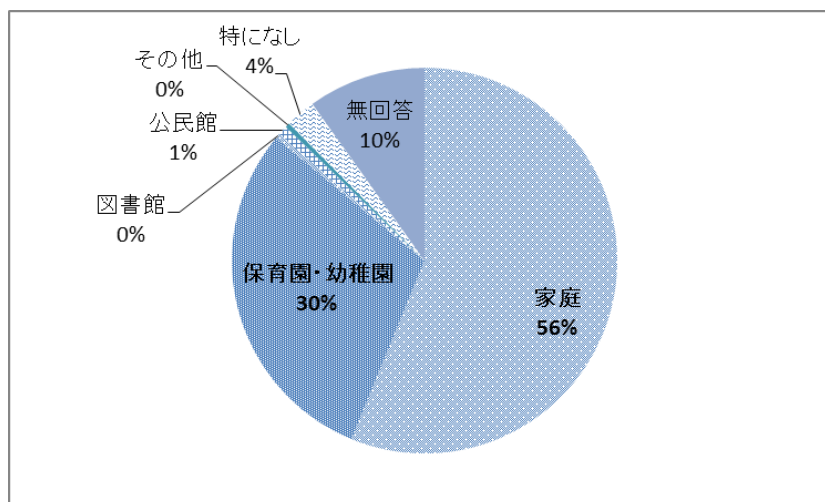
資料：スタンバード文庫アンケート調査（全公民館対象）

○ 就学前の子を持つ保護者が子どもに読み聞かせを始めた年齢の推移



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

○ 就学前の子どもが読み聞かせを主にしてもらっている場所



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

施策一覧

取組分野	施策の方向		
	具体的施策	内容	担当局等
家庭・地域を中心とした読書活動の推進	地域における読書活動の支援【重点】		
	地域における読書ボランティアの活動支援 《新規》	地域で活動する読書ボランティアを広く募集するとともに、読書ボランティアを必要とする地域文庫等へ紹介するしくみづくりを行います。	教育委員会
	公民館における子どもの読書活動の推進	全公民館に整備した「スタンダード文庫」を活用した事業等を実施し、公民館における読書活動を支援します。	教育委員会
			市民局
	子ども読書の情報発信 《新規》	未就学児の保護者等に対し、地域の読書に関する情報や、図書館からの新刊情報などをメディアを活用して情報発信を行います。	教育委員会
	乳幼児期から大人と一緒に本と触れ合う機会づくりの推進		
	ブックスタート事業の推進	福岡市に生まれるすべての赤ちゃんと保護者を対象に、各区の保健福祉センターで行われる4か月児健診の際に赤ちゃんとお本を開くひとときの楽しさや大切さを伝えるとともに、お薦めの絵本を配布します。	こども未来局
	保護者への読み聞かせの重要性についての啓発	「絵本の日」や「ノーメディアの日」を設け、家庭においてメディアとのよい関係づくりを意識できるようにするとともに、家庭での読み聞かせの重要性を保護者に伝えていきます。	こども未来局
	保育所・障がい児通所支援施設等の日常保育の中での読み聞かせの充実	保育所等の日常保育や、障がい児通所支援施設等の療育の際に、積極的に読み聞かせを行い、子どもが絵本にふれあう機会を増やすとともに、絵本が身近にある環境を整備します。	こども未来局
			こども未来局
	家庭における読み聞かせの推進	保育所等では絵本コーナー・貸出図書の実施を図り、身近に絵本のある環境を整備します。	こども未来局
		保護者に対し読み聞かせの楽しさや大切さを伝え、家庭における読み聞かせを推進していきます。	教育委員会

取組分野	施策の方向		
	具体的施策	内容	担当局等
家庭・地域を中心とした読書活動の推進	あらゆる場と機会をとらえた子ども読書活動の推進		
	子どもプラザにおける子どもの読書活動の推進	市における子どもの施設において、子どもが本に触れ合う機会を増やし、親子でともに本に親しめる環境づくりをすすめます。	こども未来局
	中央児童会館における子どもの読書活動の推進		
	脊振少年自然の家における子どもの読書活動の推進		
	海の中道青少年海の家における子どもの読書活動の推進		
	障がい児通所支援施設等での読書活動の推進		
	その他の施設における子どもの読書活動の推進	それぞれの施設の特徴を生かした、様々な分野の子ども向け図書の収集を進め、子どもの読書活動を推進していきます。	各局
	美術館 アジア美術館 博物館 市民福祉プラザ 人権のまちづくり館		



2. 学校における読書活動の推進

学校図書館を中心に、学校教育全体で子どもが主体的・意欲的に読書活動を進め、豊かな心の育成と学力向上が図られるよう取り組んでいきます。

●学校図書館の環境整備の充実及び活用の促進【重点】(P20 再掲)

学校における読書活動は、「読書センター」「学習・情報センター」である学校図書館を中心として行われています。組織的に学校図書館の運営を図るために、学校教育における図書館の活用を系統化した「学校図書館全体計画」をモデルとして提示し、推進していきます。

また、図書分類の適正配分比率等を利用し、総合図書館の団体貸出制度も活用するなど、図書の適正な整備を行います。

○子どもの読書活動の実態を踏まえた読書活動の推進

中学生・高校生へと、学年が上がるにつれ、本を読まなくなる傾向や学校図書館を利用しない傾向が見られ、メディアなどの使用時間も増加しています。そのため、各学校の朝読書の取り組みや、各教科における調べ学習等を含めた読書活動に関する実態を把握し、効果的な施策を推進します。

○子ども読書活動に関わる人材の活用と連携

学校においては、司書教諭が中心的な役割を担って、「読書センター」「学習・情報センター」としての学校図書館を運営しており、学校司書や図書委員会の児童生徒もその運営に関わっています。

これらの活動を一層充実させるため、司書教諭の資格取得の促進や、司書教諭を対象とした学校図書館担当者連絡会を定期的に行い、情報の共有を図ります。また、学校司書や図書館ボランティアの効果的な活用と連携の在り方について、成果と課題を検証していきます。

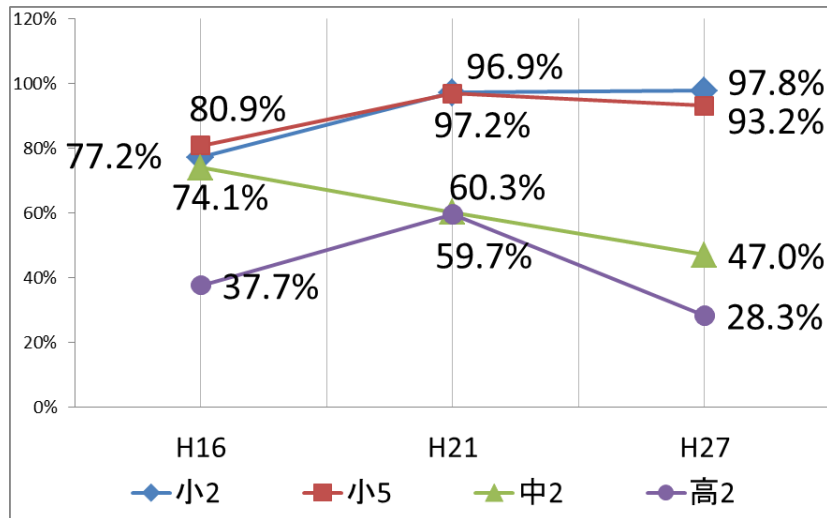
さらに、教員が自ら読書の楽しさや重要性を学びつつ、学校図書館の活用を図る授業の実践につなげていくことをめざし、研修の充実に努めていきます。

●障がい等のある子どもの読書活動の支援【重点】(P20 再掲)

障がい等のある子どもたちに、読書の楽しさを身近に感じてもらえるよう、障がいに応じた図書の選定や視聴覚機器の活用などの環境の整備を充実させるとともに、総合図書館の郵送貸出（無料）に努めるなど、学校と総合図書館が連携・協力した支援を推進していきます。

○学校図書館の利用状況の推移【学年別】

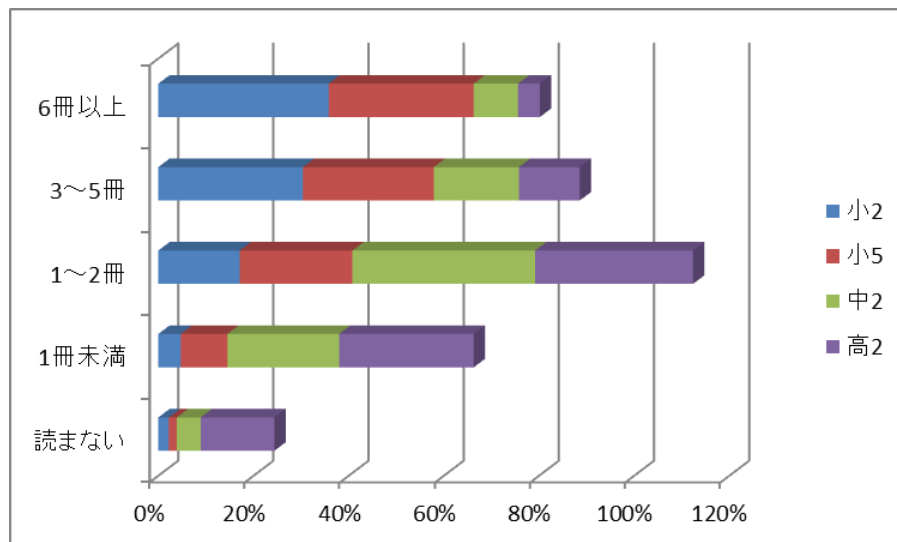
「あなたは学校の図書館を利用しますか」→「よく利用する」「ときどき利用する」の割合



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

○月間での読書冊数【学年別】

「あなたは1カ月に何冊ぐらい本を読みますか」



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

施策一覧

取組分野	施策の方向		
	具体的施策	内容	担当局等
学校における読書活動の推進	学校図書館の環境整備の充実及び活用の促進【重点】		
	学校図書館の活性化(小中高)《新規》	学校図書館の活用のモデルとなる「学校図書館全体計画」を提示し、各学校が学校長の方針のもと、司書教諭を中心として、組織的に学校図書館を運営することができる体制づくりに努めます。	教育委員会
	図書の適正な整備	「学校図書館図書標準」の100%達成を図るため、図書の整備を行います。また、各学校に図書分類の適正配分比率などの周知し、学校図書の適正配備を目指します。	教育委員会
	子どもの読書活動の実態を踏まえた読書活動の推進		
	学校教育における読書活動の実態把握と効率的な学校図書館活用の推進(小中高)《新規》	朝読書の取り組みや調べ学習等、読書活動や利用状況の実態を把握し、図書館を活用した教育の充実を図ります。	教育委員会
	子ども読書活動に関わる人材の活用と連携		
	学校司書の効果検証	現在の配置体制における活用方法と連携のあり方について成果と課題を検証し、今後の読書活動の推進に活かします。	教育委員会
	総合図書館との連携による人材育成	総合図書館と連携し、小学生読書リーダーを養成するとともに、読書リーダーが学校で活躍できるよう支援します。	教育委員会
	読書活動推進を図る研修の充実	研修内容を充実し、読書活動に携わる教員の育成を図ります。	教育委員会
	子どもの読書活動推進に関する情報提供	図書館教育・読書活動推進に係る情報提供を継続して実施します。	教育委員会

取組分野	施策の方向		
	具体的施策	内容	担当局等
学校における読書活動の推進	障がい等のある子どもの読書活動の支援【重点】		
	特別支援学校など多様な学びの場における読書活動及び環境の充実	障がい等のある児童生徒のニーズに合った読書活動を推進するため、図書の選定や支援の内容について、総合図書館等と連携し検討します。また、ボランティアによる読み聞かせの実施や、デジタル教材の普及、図書室の環境の充実を図ります。	教育委員会



3. 図書館を拠点とした読書活動の推進

図書館は本市の読書活動の拠点であり、あらゆる年齢層の子どもたちが、いつでも読書の楽しさに触れることができるよう支援をしていきます。

○子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供

子どもが発達段階に応じ、読書に親しむことができるよう、児童図書等の収集を体系的・計画的に行うとともに、おはなし会等を実施します。また、おすすめ本のリストを作成し情報発信するなど、読書の楽しさを広く伝えていきます。

障がい等のある子どもも読書に親しむことができるよう、特別支援学校等に団体貸出や郵送貸出サービスに努めるとともに、点字図書館等の資料の充実を図ります。

○ヤングアダルト世代に対する読書活動支援

学年が上がるにつれ、本を読まなくなる傾向が顕著であることから、特に読書離れが危惧されるヤングアダルト世代に対する読書活動を支援していきます。スマートフォンなどのメディアの所持率が高いこの世代については、動画サイトの視聴やSNSの利用等、メディアの使用時間が長く、読書に時間を割くことが難しくなっている現状を踏まえ、メディアを活用した情報提供などヤングアダルト世代への読書活動支援を行います。

●学校図書館の支援【重点】(P20 再掲)

子どもたちが本に触れ、本に親しむことができるよう、学校図書館支援センターを中心に、学校における読書活動や学習活動への支援を推進していきます。

授業で活用する学習支援用図書（小学校用・中学校用）については、児童、生徒、教諭の要望に応えられるよう蔵書構成の充実に継続的に取り組み、情報提供を積極的に行うことで利用の拡大を図ります。

また、学校図書館を効果的に運営できるよう、学校図書館支援センターの学校訪問や運営相談を通じ、図書の選定やレイアウト等の環境整備、学校図書館の活用や利用促進に関する助言を行い、継続的な支援に努めていきます。

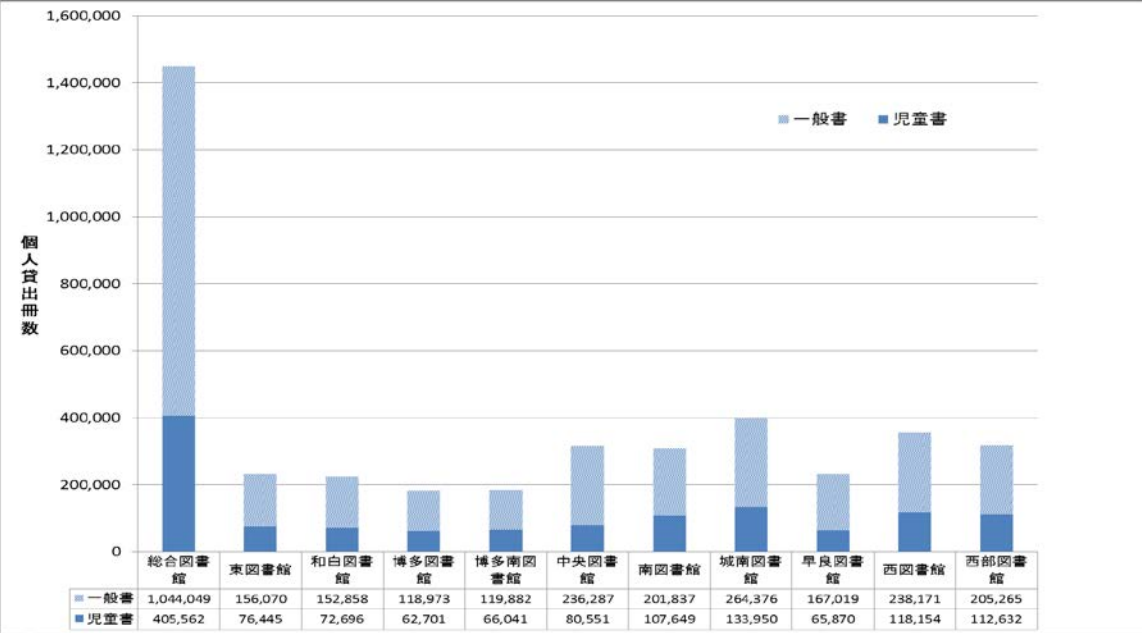
更に、団体貸出にて提供する読書活動用図書の貸出においては、利用しやすい方法を検討し、広報に努めることで利用促進を図ります。

○地域の読書活動の支援

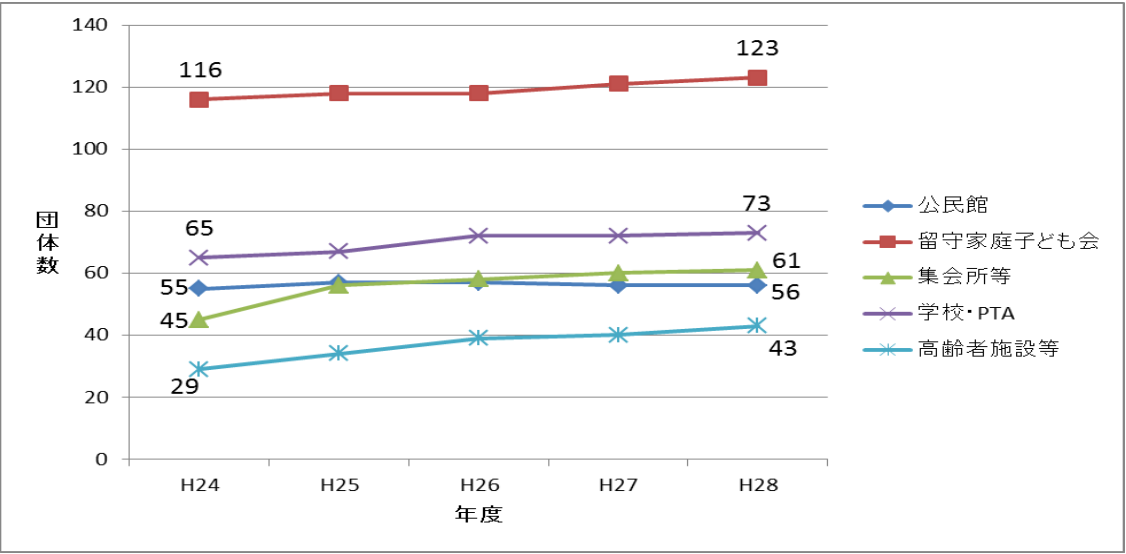
公民館等に対し、団体貸出についての情報提供や、地域文庫活動に関する相談対応などの支援を継続します。

また、地域文庫マップを作成して、地域で活動する読書ボランティアの育成と資質の向上を目指して開催する「読書活動ボランティア講座」などを通じて配布し、地域のニーズに応じたボランティア活動につながるよう支援します。

○平成 27 年度 総合図書館、分館での個人貸出冊数



○団体貸出登録団体数（各年度：4月1日現在）



資料：平成 28 年図書館要覧

施策一覧

取組分野	施策の方向		
	具体的施策	内容	担当局等
図書館を拠点とした読書活動の推進	子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供		
	児童図書、児童研究資料等の収集、提供	子どもが読書の楽しみを発見し、読書に親しむことができるよう児童図書、児童研究資料等の収集を行います。	教育委員会
	子どもと本をつなぐ機会の充実	「おはなし会」を実施し、幼少期から本につながる機会を提供します。また、「図書館の達人講座」や図書館見学、職場体験等を通じ、図書館利用の促進を図ります。	教育委員会
	図書館からの情報提供等の充実	「こどもとしょかんニュース」等の情報紙、ホームページによる新刊紹介や、図書館の利用案内等についての情報提供を充実します。また各年齢に応じたおすすめ本のリストを作成し配布します。	教育委員会
	障がい等のある子どもの支援の推進	児童図書等の資料の充実を図るとともに、特別支援学校等に、団体貸出や郵送貸出等のサービスを周知します。	教育委員会
		子ども向け点字図書、録音図書、CD図書資料等の充実を図るとともに、子どもや保護者への周知を図ります。	こども未来局
	ヤングアダルト世代に対する読書活動支援		
	ヤングアダルト等への読書サービスの充実	「ヤングアダルトコーナー」を図書館及び分館に設置し、年齢に応じた推薦図書の展示等を実施します。また、推薦図書リストを作成し配布するとともに、各学校と連携し、図書館利用の促進を図ります。	教育委員会

取組分野	施策の方向		
	具体的施策	内容	担当局等
図書館を拠点とした読書活動の推進	学校図書館の支援【重点】		
	学校教育における読書活動の推進支援	児童の主体的な読書活動を推進するために「小学生読書リーダー養成講座」を実施します。	教育委員会
	学校図書館との連携強化	学校図書館支援センターにおいて学習支援用図書の充実に努めるとともに、学校訪問の実施や学校図書館に関する相談を受け付け、効果的運営についての助言や情報提供を行います。 また、団体貸出にて提供する読書活動用図書については、利用しやすい貸出方法を検討し、学校図書館への図書の貸出の促進を図ります。	教育委員会
	地域の読書活動の支援		
	公民館や地域文庫活動への支援	公民館等へ団体貸出の情報提供を行い、文庫活動に関する相談に対応します。また地域文庫マップを作成して、「読書活動ボランティア講座」などを通じて配付し、周知に努めます。	教育委員会



4. 家庭・地域・学校等の連携の推進

子どもたちが読書（本）の魅力に触れ、読書の楽しさを実感できるよう、家庭、地域、学校、図書館がそれぞれ役割を認識し、多様な団体とも連携しながらこの計画を推進していきます。

●読書（本）の魅力の発信【重点】（P21 再掲）

読書とは本来楽しいものであり、未知の世界とのわくわくするような出会いやドキドキするような冒険との出会いがあります。その楽しさや魅力を知らないまま成長し、大人になってしまうのはとても残念なことです。子どもたちに読書の楽しさを実感してもらうよう、読書（本）の魅力を乳幼児から高校生まで子どもたちの年齢や発達段階に応じて、家庭、地域、学校、図書館等が連携しながら発信していきます。

●発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり【重点】（P21 再掲）

近年メディアの発展には目覚ましいものがあります。大人のみならず、子どももスマートフォンをはじめとしたメディアに長時間使用する現状を踏まえ、メディアを適切に使いこなすためのメディアリテラシー教育を推進していきます。

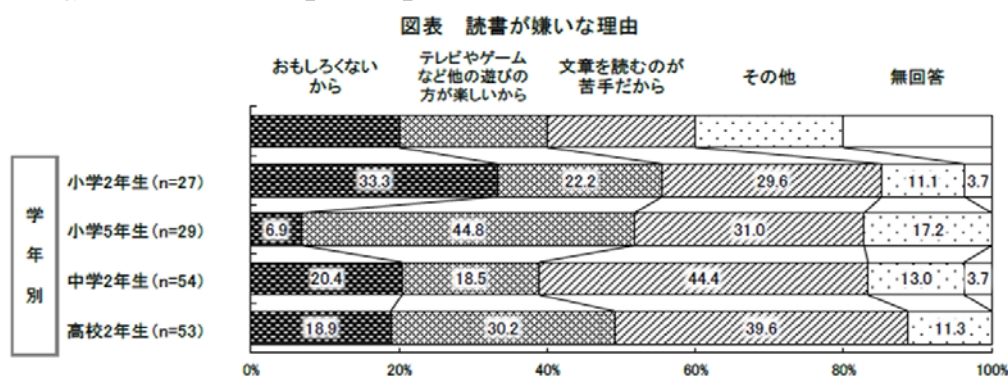
また、子どもの発達にとって読書がどのような意味をもつのか、通常の書籍だけではなく電子書籍も含め、子どもの年齢や発達段階に応じた望ましい読書の在り方を検討し、子どもと本とメディアのよい関係づくりを推進していきます。

○家庭・地域・学校・図書館等が連携し課題解決を図るための体制の強化

子ども読書活動の関係機関が連携し、協力して課題解決を図るため、「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置して、定期的に会議を開催し計画の進捗状況の把握と検証を行うとともに、課題解決のための協議を行います。

また、各機関でボランティア等と連携し、本の楽しさが伝わるよう施策の充実を図ります。

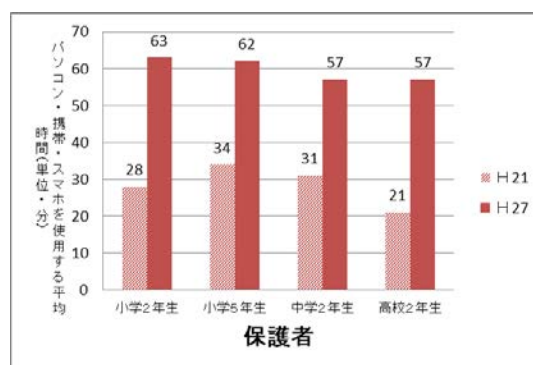
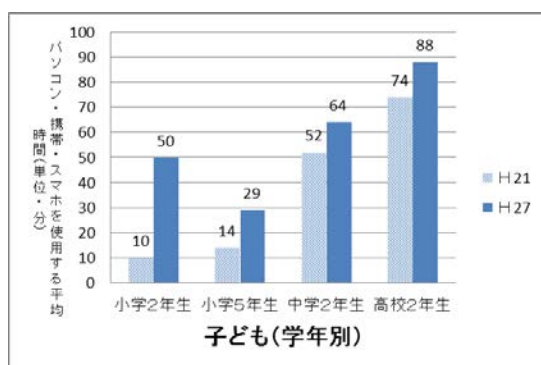
○子どもの読書が嫌いな理由【学年別】



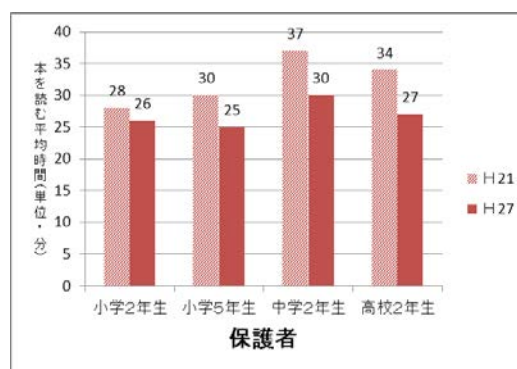
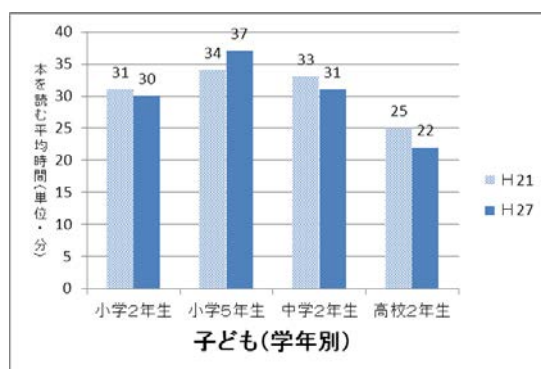
資料：子どもの読書活動に関する意識調査

○平日における自由時間の過ごし方

・「パソコン、携帯、スマートフォンを使う」平均時間



・「本を読む」平均時間



資料：子どもの読書活動に関する意識調査

施策一覧

取組分野	施策の方向		
	具体的施策	内容	担当局等
家庭・地域・学校等の連携の推進	読書(本)の魅力の発信【重点】		
	福岡市子ども読書フォーラムの充実	小中学校や図書館, ボランティア団体, 書店組合等と共働で, あらゆる年齢層に対し, 読書(本)の楽しさが伝わる内容を検討し, 実施します。	教育委員会
	読書(本)の魅力に触れ合うきっかけづくり《新規》	ホームページやSNS等を活用した情報発信や, コンテストなどにより, 本の魅力を発信します。	教育委員会
	発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり【重点】		
	メディアリテラシー教育の推進	保護者や子育て関係者等に, ワークショップ等を通じて, メディアを適切に使いこなすメディアリテラシー教育を推進します。	教育委員会
	読書活動とメディアの関係づくり《新規》	発達段階に応じた読書活動とメディアの関係の検証を行い, 読書とメディアのよい関係づくりを推進します。	教育委員会
	「福岡市子どもと本の日」と「共読」の推進	毎月23日の「福岡市子どもと本の日」や「共読」を活用し, 「毎月23日はノーメディアデー」, 「共読を楽しもう」などの啓発を, 家庭・地域, 学校等へ広げます。	教育委員会

取組分野	施策の方向		
	具体的施策	内容	担当局等
家庭・地域・学校等の連携の推進	家庭・地域・学校・図書館等が連携し課題解決を図るための体制の強化		
	子ども読書関係団体との連携による子ども読書の推進	官民共働の「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置し、計画の進捗管理を図り、子どもの読書活動に関する情報共有、連携した課題解決をすすめます。	教育委員会
	PTAとの連携による家庭での読書活動の推進	市PTA協議会と連携し、保護者を対象にし、読み聞かせの楽しさや重要性を伝える講座を実施します。また「読み聞かせ」＝「共読」についても、周知します。	教育委員会
	保育所における関係機関・地域ボランティアとの連携の推進	地域の乳幼児の親子に、絵本の楽しさや親子ふれあいの重要性を知らせるため、公民館や子育てサークル、ボランティアとも連携し読み聞かせ等を実施します。	こども未来局
	障がい児通所支援施設等における関係機関・地域ボランティアとの連携による取組みの充実	出版業者、点字図書館、おもちゃ図書館、ボランティア団体等と連携し、障がい等のある子ども向けの図書の作成・充実を図り、保護者等に活用を進めます。	こども未来局

福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）

発 行／平成 29 年 3 月

編集・発行／福岡市教育委員会教育支援部生涯学習課

所 在 地／〒810-8621 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

電 話／092-711-4655

F A X／092-733-5538

福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進，充実及び環境整備を図ることを目的に，教育委員会が「福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）（以下「第3次計画」という。）」を策定するにあたり，幅広い視点からの意見を聴取し，もって計画策定に資するため，福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定検討委員会は，教育長の求めにより教育委員会が策定する第3次計画の策定段階に応じ次の事項について意見を述べる。

- (1) 第3次計画案に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動に関すること。

(策定検討委員会の組織)

第3条 策定検討委員会は，別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の互選により，委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長は委員会を代表し，会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し，委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは，その職務を代理する。
- 5 委員の任期は，第3次計画の策定が終了するまでとする。

(会議の招集)

第4条 策定検討委員会は，委員長が招集する。

- 2 委員長は，必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は原則としてこれを公開する。ただし，委員長が，会議における審議の内容が福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき，又は，会議を公開することにより，当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは，この限りではない。

(設置期間)

第6条 策定検討委員会の設置期間は，この要綱の施行の日から第3次計画の策定が終了するまでとする。

(事務局)

第7条 策定検討委員会の事務局は，教育委員会教育支援部生涯学習課に置くものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に必要な事項は，委員長が定める。

附 則

この要綱は，平成28年4月22日から施行する。